

福岡県生涯現役チャレンジセンター就業・社会参加支援事業利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、福岡県生涯現役チャレンジセンター（以下「センター」といいます。）が提供する就業・社会参加支援事業について、個人、事業所、NPO・ボランティア団体等が利用する際の必要な事項を規定するものとしします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 利用登録者 第7条に規定する登録の手続を完了した個人をいいます。
- (2) あっせん登録者 利用登録者のうち、第9条に規定する登録の手続を完了したものをいいます。
- (3) 事業所 会社、社団法人、社会福祉法人その他の団体又は個人が設置した工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等であって、一定の場所を占め、かつ、物の生産又はサービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われるものをいいます。
- (4) 登録事業所 事業所のうち、第10条に規定する登録の手続を完了したものをいいます。
- (5) NPO・ボランティア団体 不特定かつ多数の利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う利益を目的としない民間団体であって、共益的若しくは互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的としないものをいいます。
- (6) 登録団体 NPO・ボランティア団体のうち、第12条に規定する登録の手続を完了したものをいいます。
- (7) 利用者 センターを利用しようとする個人、事業所又はNPO・ボランティア団体をいいます。

(オフィス)

第3条 センターは、別表のとおりオフィスを設置し各地域を担当します。

- 2 利用者は、原則として各地域を担当するオフィスにおいて、センターが行う就業・社会参加支援事業（以下「サービス」といいます。）を利用するものとしします。ただし、利用者の希望により、当該地域を担当するオフィス以外のオフィスの利用を妨げるものではないものとしします。
- 3 前項の規定によるほか、県外に在住する利用者は、いずれかのオフィスを選択し利用するものとしします。

(利用対象者)

第4条 センターが行うサービスを利用できる個人は、次の各号のいずれかを満たす概ね60歳以上の者としします。

- (1) 県内に在住し、又は在住する予定がある者
- (2) 県内の事業所で就業することを希望している者
- (3) 県内のNPO・ボランティア団体で活動することを希望している者
- 2 センターが行うサービスを利用できる事業所又はNPO・ボランティア団体は、前項各号に掲げる者が就業又は活動できるとセンターが判断したものに限るものとしします。

(サービス等)

第5条 センターが行うサービスは、次の各号に掲げるものとしします。

- (1) 個人向けのサービス
 - ① 職業紹介
 - ② 求人、起業等に関する情報の提供
 - ③ 派遣労働及びシルバー人材センター等が実施する地域での軽易な仕事に関する情報の提供
 - ④ NPO・ボランティア活動、地域活動、登録団体等に関する情報の提供
 - ⑤ 高齢者の就業その他の社会参加に役立つ説明会、セミナーその他イベントの開催
 - ⑥ ふくおか子育てマイスターに関する情報の提供

⑦ その他福岡県から個人向けのサービスとして受託したもの

(2) 事業所向けのサービス

- ① 求職者紹介
- ② 希望する利用者への登録事業所の求人情報の提供
- ③ その他福岡県から事業所向けのサービスとして受託したもの

(3) 登録団体向けのサービス

- ① センターのホームページでの登録団体の紹介
- ② 希望する利用者、公的機関への登録団体の情報の提供
- ③ 登録団体から申出のあった情報の周知に関する協力
- ④ ボランティア活動を希望する利用登録者の紹介
- ⑤ その他福岡県から登録団体向けのサービスとして受託したもの

2 センターが行うサービスは、原則として各地域を担当するオフィスにおいて対面で実施します。ただし、利用者が希望する場合は、電話、ファックス、インターネットサービス、出張相談その他の方法により行うものとします。

(利用料金)

第6条 センターが行うサービスは、すべて無料とします。

(利用者登録)

第7条 センターが行うサービスを利用しようとする個人は、利用登録者としてセンターに登録を行うものとし、当該登録に必要な次の各号に掲げる事項をセンターに提供することとします。

- (1) 氏名及びふりがな
- (2) 性別（任意で可）
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号又はメールアドレス
- (6) 連絡方法（任意で可）
- (7) センターの利用目的
- (8) 相談の動機
- (9) 申込みのきっかけ
- (10) 登録を希望するオフィス（住所地を担当するオフィス以外のオフィスの利用を希望する場合）
- (11) その他センターが個人向けのサービスを適切に提供するために必要と判断した事項

2 センターは、利用登録者ごとに一の登録番号を割り当て、前項の事項を確実に管理するものとし、利用登録者に対し登録したことを証するため、その氏名及び登録番号を記載した書面を交付し、又はインターネットサービスにより通知します。

3 前項の規定によるほか、インターネットサービスを利用する者にあつては、その利用に必要なパスワードを設定するものとします。

(利用の休止等)

第8条 利用登録者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、サービスの実施を休止し、休止時点でセンターが保有する当該利用登録者の個人情報破棄するものとします。

- (1) 利用登録者からサービスの利用を休止する旨の通知があつたとき。
- (2) 利用登録者が90歳になった日から起算して、1年を経過する日以後における最初の3月31日までの間にサービスの利用がなかつたとき。
- (3) 利用登録者が最後にサービスを利用した日から起算して、3年を経過した日以後における最初の3月31日までサービスの利用がなかつたとき。

2 前項の規定によりサービスの実施を休止した利用登録者について、サービスの利用を再開することを妨げないものとします。

(職業あっせん登録)

第9条 職業紹介(第5条第1項第1号①に掲げるもの)を利用しようとする個人は、あっせん登録者としてセンターに職業あっせん登録を行うものとし、当該登録に必要な次の各号に掲げる事項をセンターに提供するとともに、これらの事項(氏名及びふりがなを除く。)を登録事業所に紹介する場合があることを了承するものとします。この場合において、職業安定法第32条の13及び職業安定法施行規則第24条の5の規定による明示事項について同意するものとします。

- (1) 職業あっせん登録の申込日
- (2) 登録番号(第7条第2項に規定する番号をいいます。)
- (3) 氏名及びふりがな
- (4) 普段使用する公共交通機関の停車場
- (5) 車での通勤の可否
- (6) 最終学歴
- (7) 職業あっせん登録の申込日から直近3年までの職歴
- (8) 希望条件(勤務可能日、勤務時間、雇用形態、休日、勤務日数、勤務希望のエリア、希望収入その他希望)
- (9) 希望職種
- (10) ○A技能
- (11) 免許資格
- (12) 配慮事項
- (13) 職業あっせんに係る個人情報の取扱い及び職業紹介の留意事項に関する同意
- (14) その他センターが職業あっせんを適切に行うために必要と判断した事項

2 前項の職業あっせん登録の有効期間は、その申込みの日から起算して1年を経過する日までとします。

3 職業紹介のためにセンターに登録された求人に応募その他の求職活動を行う場合、特にセンターが認めない限り、当該求人に対しセンターを経由することなく求職活動を行うことはできないものとし、あっせん登録の完了後にセンターを経由して行うものとします。

(事業所登録)

第10条 求職者紹介(第5条第1項第2号①に掲げるもの)を利用しようとする事業所は、登録事業所としてセンターに事業所登録を行うものとし、当該登録に必要な次の各号に掲げる事項をセンターに提供した上で、その承認を受けなければならないものとします。

- (1) 会社名又は団体名
- (2) 雇用保険適用事業所番号
- (3) 所在地(郵便番号、都道府県名、市区町村、番地等)
- (4) 登録を希望するオフィス(所在地を担当するオフィス以外のオフィスでの登録を希望する場合)
- (5) 電話番号及びファックス番号
- (6) 担当者名及びその役職
- (7) 代表者名
- (8) メールアドレス
- (9) 事業所のサイトのURL(任意で可)
- (10) 設立年月
- (11) 資本金(任意で可)
- (12) 従業員数
- (13) 前年度売上高
- (14) 業種

(15) 事業内容

(16) その他センターが事業所向けのサービスを適切に提供するために必要と判断した事項

2 次の各号のいずれかに該当する事業所は登録事業所となることができません。

(1) 労働関係法令その他法令に一定の違反があるとセンターが判断した場合

(2) 暴力団員等(暴力団員、法人で役員に暴力団員のいる者及び暴力団員がその事業活動を支配する者をいいます。以下同じ)の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有すると判明した場合

(3) 当該事業所に関する情報が、センターの設立の目的、公序良俗等に反しており、登録事業所とすることが不相当であるとセンターが判断した場合

(4) その他センターが登録を不相当であると認めた場合

3 第1項の事業所登録の有効期間は、次条の求人登録を最後に行った日から起算して2年を経過した日以後における最初の3月31日までとします。

(求人登録)

第11条 登録事業所は、センターから求職者紹介を受けるために必要な求人情報をセンターに登録することができます。

2 求人情報の登録は、次の各号に掲げる事項をセンターに提供し、その承認を受けなければならないこととします。

(1) 求人を行う職種

(2) 採用人数

(3) 勤務先の所在地(郵便番号、都道府県名、市区町村、番地等)

(4) 仕事内容

(5) 普通自動車運転免許一種の要否その他必要資格

(6) 必要となる技能・スキル

(7) 雇用形態

(8) 雇用期間

(9) 勤務時間及び休憩時間

(10) 残業の有無

(11) 年間休日数、休日となる曜日等

(12) 給与及びその締日、支払日等

(13) 手当等

(14) 加入保険

(15) 試用期間

(16) 必要書類

(17) 選考方法

(18) 就業場所における受動喫煙の防止措置の状況

(19) その他センターが必要と認めた事項

2 次の各号のいずれかに該当する求人情報は登録することができません。

(1) 求人の内容が労働関係法令その他法令に違反するとセンターが判断した場合

(2) 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当な求人であるとセンターが判断した場合

(3) 労働条件が明示されない場合

(4) その他センターが登録を不相当と認めた場合

3 第1項の求人登録の有効期間は、当該登録を行った日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までとします。

(NPO・ボランティア団体登録等)

第12条 第5条第1項第3号に掲げるサービスを利用しようとするNPO・ボランティア団体は、登録団体と

してセンターに団体登録を行うものとしします。

2 前項の団体登録に関する必要な事項は、センターが別に定めます。

(禁止事項等)

第13条 センターは、センターが行うサービスを利用し、又は利用しようとする個人、事業所又はNPO・ボランティア団体が次の各号に掲げる事項に該当する場合、センターが行うサービスの利用を禁止又は停止することができます。

- (1) 虚偽その他事実でない情報に基づきセンターを利用し、又は利用しようとした場合
- (2) 他の利用者の適正な利用を妨げ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団員等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する場合
- (4) この規約その他のセンターが定める規約等に違反すると認められる場合
- (5) その他センターが不適当と認めた場合

(個人情報の取扱い)

第13条 センターが収集する個人情報は、法令の規定によるほか、次の各号に掲げる利用目的の範囲内で利用します。

- (1) センターが各サービスの対象者を特定するため
- (2) センターが利用者の属性、希望等に応じた適切なサービスを提供するため
- (3) センターからサービスの提供に必要な連絡をおこなうため
- (4) センターのサービス改善に活用するため

2 前項の規定によるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項はセンターが別に定めます。

(利用規約の改定)

第14条 この規約は、福岡県又はセンターがいつでも改定できるものとし、改定後の規約はセンター各オフィスへの掲示その他の方法により利用者に告知したときにその効力を生じます。

2 前項の告知があった後にセンターを利用した利用者は、改定後の規約に同意したものとみなします。

(免責事項及び損害賠償責任等)

第15条 センターが天災その他やむを得ない事由によりサービスを適切に提供できずに発生した損害及び利用者がセンターのサービスを利用することにより第三者に与えた損害について、福岡県及びセンターは、利用者に対し、損害を賠償する責任はないものとしします。

2 利用者が、センターを利用するに当たり、福岡県、センター又はその他の第三者に対し損害を生じさせた場合には、当該利用者は直ちにその損害を賠償するものとしします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第16条 この規約には、日本法が適用されるものとしします。

2 センターのサービスの利用に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(その他)

第17条 この規約に定めるほか、センターの利用に必要な事項はセンターが別に定めます。

附 則

この規約は、令和7年1月1日から適用します。

最終改定 令和7年10月1日

別表（第3条関係）

オフィスの名称	所在地	担当する地域
福岡オフィス	福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号 はかた近代ビル5階	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、 太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市 及び糟屋郡の地域
北九州オフィス	北九州市小倉北区船場町2番10号 近藤会館4階	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、 京都郡及び築上郡の地域
久留米オフィス	久留米市天神町8番地 フラッグ久留米サウス4階	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、 朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡の地域
飯塚オフィス	飯塚市本町7番25号 三協木村ビル1階（本町商店街）	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍 手郡、嘉穂郡及び田川郡の地域